（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第一号水産動植物等に関する伝達事項）

第十四条　法第五条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　特定第一種第一号水産動植物等の重量又は数量

三　（略）

（荷口番号）

第十五条　法第五条第二項に規定する荷口番号は、次に掲げる番号をその順序により組み合わせて定める十六桁の番号とする。

一　（略）

二　特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し又は引渡しをする年月日の西暦年数の十位以下を表す二桁の数字及び月日を表す四桁の数字を年月日の順に表示した六桁の番号

三　譲渡し又は引渡しをする特定第一種第一号水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した三桁の番号

（引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者による荷口番号の伝達）

第十六条　法第五条第三項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　特定第一種第一号水産動植物等の引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者（以下この条において「受託者」という。）の使用に係る電子計算機と当該委託をした特定第一種水産動植物等取扱事業者（以下この条において「委託者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて荷口番号を送信し、委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該荷口番号を記録する方法

ロ　（略）

二　（略）

三　受託者が当該委託に係る特定第一種第一号水産動植物等を引渡しの相手方に引き渡した旨を委託者に通知する書面その他これに類するものに荷口番号を表示する方法

2　（略）

（特定第一種第一号水産動植物等に関する特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者）

第十七条　法第六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一　特定第一種第一号水産動植物等の倉庫業者

二　（略）

（特定第一種第一号水産動植物等に関する取引等の記録の作成方法）

第十八条　法第六条第一項の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一・二　（略）

三　特定第一種第一号水産動植物等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成すること。

四　（略）

2　法第六条第一項第一号に規定する特定第一種第一号水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

3　法第六条第一項第二号に規定する特定第一種第一号水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている単位で記録することにより行うものとする。

（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における伝達事項）

第十四条　法第五条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　特定第一種水産動植物等の重量又は数量

三　（略）

（荷口番号）

第十五条　法第五条第二項に規定する荷口番号は、次に掲げる番号をその順序により組み合わせて定める十六桁の番号とする。

一　（略）

二　特定第一種水産動植物等の譲渡し又は引渡しをする年月日の西暦年数の十位以下を表す二桁の数字及び月日を表す四桁の数字を年月日の順に表示した六桁の番号

三　譲渡し又は引渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した三桁の番号

（引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者による荷口番号の伝達）

第十六条　法第五条第三項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　特定第一種水産動植物等の引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者（以下この条において「受託者」という。）の使用に係る電子計算機と当該委託をした特定第一種水産動植物等取扱事業者（以下この条において「委託者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて荷口番号を送信し、委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該荷口番号を記録する方法

ロ　（略）

二　（略）

三　受託者が当該委託に係る特定第一種水産動植物等を譲渡しの相手方に引き渡した旨を委託者に通知する書面その他これに類するものに荷口番号を表示する方法

2　（略）

（特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者）

第十七条　法第六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一　特定第一種水産動植物等の倉庫業者

二　（略）

（取引等の記録の作成方法）

第十八条　法第六条第一項の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一・二　（略）

三　特定第一種水産動植物等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成すること。

四　（略）

2　法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

3　法第六条第一項第二号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている単位で記録することにより行うものとする。